

〈記入例〉

様式第一号(一) (第九条、第二十条及び第二十七条関係)

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

令和 2年 5月 15日

名古屋市長 殿

・代理人による申請の場合、申請者と申請代理人を連記してください。
・行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

届出者

住所 **東京都〇〇区××町〇丁目〇番〇号**
氏名 **〇〇工業株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇**
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 **03-△△△△-□□□□**

提出年度の前年度

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項(法第15条及び第19条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和 **元** 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	〇〇工業株式会社 △△△事業所		
保管事業場の所在地	名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	〇〇部▽▽課 〇〇 〇〇	電話番号	052-××××-□□□□
保管の場所	① 〇〇町〇〇番〇〇号 ② 〇〇通□番地 (※保管事業場内で複数の住所がある場合記入)		

保管場所が複数ある場合に記入。
1 か所で保管してある場合は、「同上」で構いません。

① 前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

前年度末の状態を記載してください。

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分子定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

別紙のとおり

1、2行なら直接記入、多数ある場合は別紙に記入してください。

(日本産業規格 A列4番)

【(第1面) 別紙】

年度末の状況を記入してください。

① 前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
⑬-001	変圧器(トランス)	250KVA	東京芝浦電気(株)	SCTW-N	S46.5	不燃性油	H29.5	1台	2100.0kg	高濃度	なし	囲い有・掲示有	分別	機器に にじみ跡有	H29.2 契約締結 k000000000	①に保管
⑬-002	コンデンサー(3kg以上)	75KVA	(株)指月電機製作所	THK6050N	S40.9	DF式	H31.4	2台	138.0kg	高濃度	なし	同上	同上	なし	H17.12 登録 s000000000	①に保管
⑬-003	コンデンサー(3kg未満)	不明	日本コンデンサ(株)	不明	不明		H30.12	5台	15.0kg (容器込み)	高濃度	ペール缶	同上	同上	なし	H28.9 登録 tc000000000	②に保管
⑬-004	蛍光灯用安定器	40W	松下電工(株)	ZW4012HA/B NZ-2	不明		H30.12	100台	272.0kg (容器込み)	高濃度	ドラム缶	同上	同上	なし	H28.9 登録 tc000000000	②に保管
14-001	安定器(用途不明)	不明	不明	不明	不明		H30.12	1台	(↑⑬-004と一緒に保管)	高濃度	⑬-004と一緒に	同上	同上	なし	同上	同上
23-001	変圧器(トランス)	50KVA	(株)愛知電機工作所	SSO-CL	S52.1			1台	230.0kg	低濃度	なし					①に保管 抜油済み 4.5mg/kg
23-002	変圧器油(トランス油)							1缶	67.0kg (容器込み)	低濃度	ドラム缶					①に保管 4.5mg/kg
01-001	その他電気機械器具(遮断器)	600A	日新電機(株)	DH-31S	S37			1台	推定 200.0kg	不明	なし					今後分析 予定 ①に保管
⑬-004-2	蛍光灯用安定器							7台		(非該当)						銘板等調査 により非該当 判明(別添)

- J E S C O と委託契約締結済み
→ その旨と契約締結の年月、登録番号を記入
- 契約未締結で、登録済
→ 登録の年月と登録番号を記入
低濃度の場合は記入不要

PCB 使用電気機器を判別する表示

- ・不燃性油
- ・不燃性絶縁油
- ・シバノール
- ・富士シンクロール油
- ・カネクロール油等。不明の場合は空欄としてください。
- ・塩化ビフェニール
- ・AF 式
- ・DF 式
- ・AFP 式
- ・冷却方式 LNaN

高濃度の場合は、必ず記入してください。

廃棄物の種類	処分期間
変圧器・コンデンサー・廃油	R4. 3. 31 まで
安定器・汚染物等	R3. 3. 31 まで

非該当が判明し、届出対象から除外する機器等は、その証明となる書類を添付してください。

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

増えたもの 【写真を添付】

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
01-001	その他電気機械器具(遮断器)	600A	日新電機(株)	DH-31S	S37		1台	推定 200.0kg	不明	R1.7.12	取り外し	

③ 前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

処分以外で減ったもの

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
16-004	リアクトル	12.5KVA	三菱電機(株)	KR	S61		1台	200.0kg	低濃度	R1.6.6	他の事業場に移動	〇〇工業株式会社 ××工場 愛知県〇〇市××町〇〇番〇〇号	

④ 前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

処分したもの 【マニフェストE票の写しを添付】

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称		処分年月日
13-001	コンデンサー (3kg以上)	30KVA	東京電器(株)	SRTR A4FR	S43.8	シバノール	1台	26.0kg	高濃度			R2.1.10	中間貯蔵・環境安全事業(株)	R2.3.3	
20-001	汚泥						4缶	600.0kg	低濃度			R1.6.10	(株)〇〇	R1.9.4	

処分委託の
契約締結年月日

マニフェストE票
の最終処分終了日

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	〇〇工業株式会社 △△△事業所				
所在事業場の所在地	名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	〇〇部▽▽課	〇〇	〇〇	電話番号	052-×××-□□□□
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

① 前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

低濃度の場合は記入不要

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み			濃度区分	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数			総重量 (1台当たり重量×台数)
使-002	蛍光灯用安定器	40W	星和電機(株)	41R-8-35	S47.2		H31.3	登録あり b000000000	18台	40.0 kg	高濃度	
使-003	変圧器(トランス)	150KVA	(株)高岳製作所	SST-W	S49				1台	170.0 kg	低濃度	

② 前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
使-002	蛍光灯用安定器	40W	星和電機(株)	41R-8-35	S47.2		18台	40.0 kg	R1.7.1	事業場内 製品開発センター	合併による 建物の承継	

低濃度 PCB 使用の場合は記入不要

所有開始理由としては、建物の承継等が想定されます

(第4面)

③ 前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の使用に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所有事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28—001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。